

京丹後市入札監視委員会(平成 26 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 27 年 1 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 20 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 <small>かくだ あきら</small> 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委 員 <small>たなべ やすお</small> 田辺 保雄 (弁護士) 委 員 <small>むらお けん</small> 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (<small>いとい</small> 糸井財務部長) 2 報告事項 (1) 最低制限価格の算定式について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 田辺委員を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (<small>いとい</small> 糸井財務部長)	
審 議 対 象 期 間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 130 件
一 般 競 争 入 札	5 件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	1 件	
随 意 契 約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
委員会意見の内容	別紙のとおり 別紙のとおり 委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、違算の再発防止策のルールと運用に係る文書化等の対応について次回報告願いたいこと。 A等級の電気工事については、対象業者が少ないと考えられるので競争性を高めるために隣接市も含めて対象業者を広げられないか再度検討願いたいこと。 入札の本来の目的と、入札制度におけるルールの順守との間に出てきている齟齬について、長期的な視野で検討願いたいこと。	

別紙

「2 報告事項 関係」

1 最低制限価格の算定式について

※ 平成26年度第1回入札監視委員会の報告事項において、委員より要望のあった最低制限価格の算定式について変動制最低制限価格を採用している市町村の運用状況等について説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の算定式について(1)</p> <p>市場価格に近い設計書の作成について、京丹後市における具体的な課題や取り組みはどのようなことか。</p>	<p>特に資材費等の価格に大きな影響のある見積徴取について、現場に近いエリア内で見積書を徴取することにより、市場価格に近い設計書の作成に努めていきたいと考えます。</p>
<p>○ 最低制限価格の算定式について(2)</p> <p>京都府下の多くのところが中央公契連モデルを採用されているが、独自の変動制最低制限価格制を採用したほうが低い落札金額にであり、その運用実態に特段の支障が出ていない中で、なぜ中央公契連モデルを継続されるという結論になるのか。</p>	<p>中央公契連モデルは多くのサンプルをもとに国が指標を示したものです。それが適正かどうかの判断は非常に難しいですが、他の自治体で特段の支障が発生していないからということで、変動制最低制限価格を採用すればよいということにはならないと考えます。近隣市町村や京都府では中央公契連モデルを採用しており、同じ地域のなかでの一定最低制限のリスクの同一性、市議会からの推奨の声、健全な仕事をしていただく建設業界等を含め総合的な判断のなかで、中央公契連モデルに準拠というかたちと考えています。</p>

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 (仮称) 弥栄統合保育所・幼稚園新築工事(建築主体工事) … 一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が 99.9%と高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 落札率について(1) 落札率が高い要因として、どのように分析しているか。</p>	<p>本案件の入札公告時の段階におきまして、京丹後市発注の大型物件が多く発注され、また今後発注予定であったことから、資材及び人材の不足により価格が高く見積もられたものと推測しています。</p>
<p>○ 落札率について(2) これまでの同種及び同規模工事と比較し、資材の高騰等の影響で落札率はかなり高くなっているか。あるいは主に 90%後半の落札率なのか。</p>	<p>建築工事につきましては、基本的に最低制限価格の率が高いということもあり、落札率も 90%以上となっています。また特に工事が集中している時期の落札率につきましては 95%以上で京丹後市では推移しています。</p>
<p>○ 工事の発注時期について(1) コスト抑制の面からだけ考えると、工事の発注時期について、全体のスケジュールをコントロールするというようなことは可能か。</p>	<p>今回の保育所の新設工事や学校等の耐震改修工事につきましては、京丹後市の再配置計画に基づき実施されたものであり、保育所についても開所年度を計画のなかで設定しており、また耐震工事についても夏休み期間中等の工事時期の限定により、発注時期が制約されるため、こうした場合スケジュールをコントロールすることは困難だと考えています。</p>

2 京丹後市立峰山小学校校舎棟耐震補強等工事(建築主体工事) … 随意契約

※ 初度の一般競争入札で不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 初度の入札について(1) 初度の一般競争入札で不落となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>今年度は建築工事が数多く発注され、また発注予定であり、本案件の初度の入札の前後にも同種工事の入札案件もあったため、資材及び人材の不足により単価が高く見積も</p>

意見・質問	回答等
	<p>られたために工事価格が上昇したのではないかと考えています。</p>
<p>○ 設計金額について (1) 初度の一般競争入札時と随意契約時で設計金額の変更を行ったか。</p>	<p>設計の変更は行っておらず、設計金額の変更もありません。</p>
<p>○ 設計金額について (2) 前回の会議のなかでも市場価格が公共工事の増加等により急騰する事例があり、市場価格への迅速な反映の取り組みの必要性を提示したが、市はどのように取り組んでいるか。</p>	<p>設計段階では、労務単価の上昇分を考慮した労務単価、資材等の市場単価の平均値及びその他率の上限率を採用し、単価の上昇分を踏まえた設計を行っています。</p>
<p>○ 設計金額について (3) 今回一般競争入札において不落となったということは、市場価格の設計額への迅速な反映に係る市の取り組みについて、更なる改善の余地があるのではないか。</p>	<p>今回の一般競争入札につきまして、最新の労務単価又は資材単価に基づいて積算しており、設計の基準という点では更なる改善の基準は見当たらないと考えています。結果として一般競争入札は不落となりましたが、同時期に当市の工事が集中したこと、建設業界等において全国的に入札が不執行になるケースが多く生じていたことも背景にあると考えています。</p>
<p>○ 随意契約の見積額について (1) 設計書の変更がないにもかかわらず、随意契約時の見積額が大きく減少し、予定価格を下回る結果となったことについて、どのように分析されているか。</p>	<p>一般競争入札時に業者から提出された内訳書と本市の設計の内訳を対比し、差が大きい部分については業者の見積額に解消の余地があると考えており、また、業者のほうでは、一般競争入札が不落となったことにより、見積額を更に精査した結果、予定価格を下回る見積額となったと考えています。</p>
<p>○ 随意契約の見積額について (2) 今回の随意契約の見積額が予定価格を上回る結果となった場合はどのような対応となるのか。</p>	<p>市も設計書の見直しを行い、再度入札に付するという流れになります。その場合、当初予定していた工期に間に合わない事態もあり得ます。</p>

3 久美浜地区浄化槽設置工事その2・・・指名競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定し、落札率も98.5%と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 抽選について (1) 落札率が高い要因として、どのように分析しているか。</p>	<p>本市では情報公開等によって積算の内訳の情報を公開していますが、本案件の入札は年度当初に行われたため、業者の積算能力に差ができ、積算能力の高い業者につきましましては抽選になったと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1) 最低制限価格未満での失格者が多いが、業者の積算能力の差であるのか、あるいは本工事は失格となった入札額で実際は可能な工事であるのか。</p>	<p>参加業者は基本的に最低制限価格での競争になっており、本工事の発注が年度当初に行われたことによる単価変更等への対応等、業者の積算能力の差であると考えます。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2) 結果的に入札金額の1番高い業者が落札していることについて、非常に疑問に思われるが、それについてどのように考えるか。</p>	<p>ダンピングや手抜き工事等の防止、品質面も含め適正で確実な施工をしていただくために本市では最低制限価格を設定しており、結果としてこのような入札顛末の内容になったと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (3) 今回の工事のように浄化槽のタンク等大半は同じ部材を使用し、手抜き工事の可能性が低いと考えた場合、このような工事は最低制限価格を設けないほうが合理的と考えられないか。</p>	<p>今回の工事の場合、浄化槽のタンクは同一のものを設置しますが、それに付随する埋戻しや掘削工事等で手抜き工事がなされ、1、2年後に浄化槽が沈下するといったことも想定されますので、最低制限価格を設定し、適正な価格での施工を本市では考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (4) 今回最低制限価格未満で失格になった業者とそれ以外の業者で、入札額に大きな差があり、2つのグループに分かれていると思われるが、どのように分析するか。</p>	<p>最低制限価格未満で失格となった業者については、受注意欲が非常に高く、新単価の採用等や、情報公開請求による積算資料の入手が不可能であったことなど年度当初の入札の影響もあり、最低制限価格未満となったと推測されますが、入札額の差については実際のところは不明です。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 毎年度、市の予定価格の設定にかかる水準は大きく変動するのか。また新単価の採用について参加業者はどのように把握するのか。</p>	<p>単価等の変動が少なければ予定価格への影響はありません。単価の採用等については、入札条件のなかで明記しています。</p>

4 善王寺地区管渠布設工事その3 …… 一般競争入札

※ 初度の一般競争入札において、改札後本市の設計書に違算があり、落札決定の取り消し及び入札を無効とし、再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 再度入札について (1)</p> <p>落札決定取消後、初度の入札者の金額に応じて落札決定を行うのではなく、設計内容の変更がないのに再度入札を行った理由は何か。</p>	<p>本市の入札執行ルールにおいて、契約締結までに違算等が判明し落札者が変わる場合は、落札決定の取消しを行い、入札のやり直しを行うこととしています。また予定価格の作成につきましても入札前に設定することになっておりますので、あらためて設計書作成後予定価格を設定し、入札を行うこととなります。</p>
<p>○ 再度入札について (2)</p> <p>今回の再度入札のルールは他の自治体でも同様に実施されているのか。またこのルールは法律上の根拠があるのか</p>	<p>地方自治法の取扱いに則し、他の自治体も落札決定取消後に再度入札のやり直しを行うルールとしています。</p>
<p>○ 違算の再発防止について (1)</p> <p>違算の再発防止策の内容はどのようなものか。</p>	<p>従前からの積算資料のマーキングに加え、新規の単価使用の際には変更内容を検算者へ確実に伝え、検算者の数も3名から4名に増やすという対応策をとっています。</p>
<p>○ 違算の再発防止について (要望)</p> <p>再発防止策は、それが定着するように継続して運用していかなければすぐに元に戻ってしまうので、運用の徹底のためのルール化等について検討していただきたい。</p>	<p>検討・整理し、次回委員会で報告させていただきます。</p>

5 平成26年度 京丹後市奥山自然たいけん公園施設改修工事 …… 一般競争入札

※ 初度の一般競争入札において不落となり、設計内容について工期以外の変更を行わず、入札参加資格者要件の変更を行い（上位等級へ変更）、再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1)</p> <p>初度の一般競争入札で不落となった原因について、どのように分析しているか。</p>	<p>木材の調達や防腐加工処理の発注において安価な調達ルートが確保できなかったことにより、コストの削減ができなかったためと推察しています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 再度入札について (1)</p> <p>再度入札の入札価格が初度入札価格よりも高かったため失格になった業者について、初度入札価格等について把握していなかったのか。</p>	<p>入札結果については予定価格を抜いて公表しており、再度入札の際の入札公告に初度入札価格に係る失格条件を付して一般競争入札を行っていることから、情報を把握せずに入札したものと推測されます。</p>
<p>○ 入札参加資格要件の変更について (1)</p> <p>再度入札時に設計変更を行わず、入札参加資格要件の等級をC等級からB等級の上位等級に上げて入札を行う方法はよくある方法か。</p>	<p>本市の入札執行ルールにおいて、設計書に不備がなければ上位等級に変更して再度入札を行うことを基本としていますが、工期等の条件の関係から随意契約の形をとる場合もあります。この案件につきましては、工期等の条件が整いましたので、等級変更のうえ再度入札を行いました。</p>
<p>○ 入札参加資格要件の変更について (2)</p> <p>2 回目の入札でも落札されない場合、再度 3 回目の入札を行うことは可能か。</p>	<p>2 回目の入札でも不落となり、工期等の条件が整えば更に等級を上げて 3 回目の入札を行うことも可能です。</p>
<p>○ 入札参加資格要件の変更について (3)</p> <p>一部設計変更をして、等級を変更せずに再度入札をおこなうことは可能か。</p>	<p>設計書の内容に不備がなく、再度一般競争入札を行う場合は、上位等級に変更して入札を行っています。今回の初度入札の場合、参加資格要件をC等級とし一般競争入札を行い、参加されなかった業者につきましては参加意欲がなかったと判断しましたので、上位等級に変更して再度入札を行いました。</p>
<p>○ 随意契約について (1)</p> <p>不落の場合は随意契約をされているケースが多いが、それらは全て工期的な要因か。</p>	<p>ほとんどが工期的な要因で随意契約へ移行しています。</p>

6 避難施設緊急時電力確保設備整備工事（京丹後市立弥栄小学校）・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、設計内容の見直しを行い、同一条件により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の一般競争入札で不落となった要因について、どのように分析しているか。</p>	<p>設計業者からの設計書の納品から初度の入札まで少し時間があり、設計内容に違算はないものの、その後の機器類の価格上昇により、実勢価格との乖離が生じることが要因と推測しています。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 初度の入札時との変更点は適用単価のみか。設備の変更はないのか。</p>	<p>設計図書の内容の変更はありません。</p>
<p>○ 予定価格について (2) 初度入札時に予定価格と入札額に大きな差があるが、その要因は何か。</p>	<p>設計価格について、設備備品等の実勢価格が実際に入札を行った時期には大きく上昇している部分があり、上昇している部分については再度入札時に単価の見直し等を行い、設計価格に反映させていただきました。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1) 本案件の初度入札時に複数の同種工事が同じく不落となり、再度入札を行っているが、応札業者は同じか。</p>	<p>3施設の工事で、それぞれ応札業者は違います。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (2) 3施設の入札のうち、1件の案件を落札したら他の案件は参加できなくなる規定はあるのか。</p>	<p>そのような規定は、この案件についてはありません。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (3) 参加資格要件に該当する業者は何者か。</p>	<p>電気のA等級で4業者です。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (4) 市内で4業者のみでは、競争性という面において、業者間で協調的な行動をとられるリスクが高くなり、それを抑制する担保をとるのは難しいのではないかと。</p>	<p>本市の入札では概ね5者以上を想定しており、等級を落とせない場合は市外の隣接の地域の業者を対象とすることもありませんが、今回の案件は、市内で4者が対象となりますので、十分適正な入札ができると判断し発注をし、競争性という面についても、担保されていると考えます。</p>

7 平成 26 年度 新火葬場建設事業 植栽工事 … 指名競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が 91.3%と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1) 落札率が高い理由は何か。</p>	<p>京丹後市において、造園業を対象とした植栽工事の入札実績がほとんどなく、本工事の落札率についてその評価は難しいですが、本工事につきましては工事費全体に占める苗木等の資材費の割合が非常に高く、仕入ルートの違い等が見積額に影響していると推測されます。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1) 工事費の大半が苗木等の資材費であれば、最低制限価格を設ける必要はあるのか。</p>	<p>最低制限価格につきましては、設計額が 500 万円以上の案件については設定することとしています。また、今回の工事は施工等もありますので最低制限価格は設定しております。</p>
<p>○ 入札方式について (1) 一般競争入札ではなく、指名競争入札にされた理由は。</p>	<p>今回の造園工事の場合、業者の格付けがなく、業者数も少ないため指名競争入札を行いました。</p>
<p>○ 業者選定について (1) 京丹後市市内に本店を置く業者は、今回の指名業者の 3 者で全部ということか。</p>	<p>京丹後市内に造園の許可を有する業者は 20 者ですが、今回の工事の資格要件を満たす業者は 3 者でした。</p>
<p>○ 入札方式について (2) 今回のような造園工事は業者の格付けがないため、自動的に指名競争入札となるのか。</p>	<p>そのとおりです。ただし、完成工事高を求め、それ以上のものについて指名をするということで、施工等について確実にできる業者を選定しています。</p>

8 平成 25 年度 小規模治山事業 島津地区治山工事

※ 初度の一般競争入札において入札が不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (1) 初度の一般競争入札時の予定価格と随意契約時の予定価格の差は何か。</p>	<p>端数の切り捨て単位の違いだろうと思われませんが、確認し次回報告させていただきます。</p>
<p>○ 見積価格について (1) 初度の一般競争入札では最低制限価格未満で失格となったが、随意契約では更に低い見積価格で落札しており、これは理論的におかしいのではないか。</p>	<p>随意契約になりますと地方自治法の規定のなかで最低制限価格は規定しないというかたちになりますので、制度上このような結果になったと考えます。</p>
<p>○ 見積価格について (2) 随意契約の見積もり合わせの際に、2 者は初度の一般競争入札時よりも高い見積額を出されているが、その理由は業者に確認しているか。</p>	<p>確認はしていません。</p>
<p>○ 最低制限価格について 随意契約に移行し、最低制限価格がなくなるということは、理屈から言えば非常に不可解である。</p>	<p>入札ではより価格競争になる面がありますが、随意契約につきましては、価格競争以外の面で、安価でも確実に適正な施工ができる業者を選定するというような考え方により、最低制限価格を設けていないと考えます。</p>

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
<p>今回はありません。</p>	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>